三 重 労 働 局 発 表
平成２４年７月９日

担当
三　重　労　働　局
雇用均等室長　　和田　秀美
厚生労働事務官　　勝間田　朋美
電話　０５９－２２６－２３１８

２回目の「次世代法に基づく認定」を
三重銀行（四日市市）
が取得しました！

【認定企業について】

○三重労働局（局長：藤井礼一）では、**次世代育成支援対策推進法**（以下、「次世代法」という。）**に基づき、（株）三重銀行を「子育てサポート企業」として認定**した。

（株）三重銀行では、平成 19 年に三重県初の認定を取得し、今回が２回目の取得となる。（当該企業の取組内容は、添付資料①のとおり）。

○現在の県内の認定企業は１０社、認定件数は１３件となった。

（認定企業一覧は添付資料②のとおり）。

【次世代法について】

○認定を受けるためには、次世代法に基づき、事業主が「一般事業主行動計画」（以下、「行動計画」という。）を策定し、その行動計画の目標を達成するなど、一定の基準を満たす必要がある。当基準を満たした場合は、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができる。

○認定企業は、「次世代認定マーク（くるみん）」を求人票や自社の商品、広告などに表示し、仕事と家庭の両立支援企業として対外的にアピールすることができる。

次世代認定マーク
（くるみん）

【三重県内の届出状況】（添付資料③）

平成２４年６月末日時点の三重県内の行動計画策定、届出事業主数は、８１７社。このうち常時雇用する労働者数 301 人以上事業主は１５５社(規模別届出率１００％)、101 人以上 300 人事業主は３９０社（同９９．７％）である。

当局では、引き続き認定制度について周知し、行動計画策定企業が認定取得を目指して行動計画を実施するよう啓発していく。

＜添付資料＞

① （株）三重銀行の行動計画の主な取組内容
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業名一覧
③ 県内の一般事業主行動計画策定届出等状況（平成２４年６月末日時点）
④ 参考資料　「一般事業主行動計画を策定し、くるみんマークを目指しましょう!!」
⑤ 参考資料　「子育てサポート企業に対する税制優遇制度が創設されました」

添付資料　①

株式会社三重銀行

～行動計画の主な取組内容～

法を上回る育児休業等制度やワーク・ライフ・バランスに関する制度の取得促進を積極的に行っています。

○ 小学校入学前の子どもを育てる職員の育児短時間勤務制度の利用者を５名以上出すことを目標とし、平成 19 年度から平成 23 年度の間に、44 名が制度を利用した。

○ 地域貢献活動休暇の取得実績を計画期間内に３名出すことを目標とし、９名が休暇を取得した。

○ インターンシップの受け入れ大学を拡大し、計画期間内に５校以上の受け入れ実績を作ることを目標とし、15 校を受け入れた。

○ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置として、以下のような取組を実施している。

＜所定外労働の削減のための措置＞

・毎週水曜日を「定時退店日」として設定

・月１回、自己で設定する「ノー残業デイ」を設定

・年２回、ワークライフバランスキャンペーンを実施し、「ノー残業デイ」の日数を増加させている

＜年次有給休暇の取得の促進のための措置＞

・シーズン休暇、地域貢献活動休暇、連続休暇の設定

添付資料　②

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業名一覧

三　重　労　働　局　管　内
平成２４年７月　１日現在

	企　業　名	所在地 （市町村のみ）	認 定 年
1	株式会社三重銀行	四日市市	２００７年
2	マックスバリュ中部株式会社	松阪市	２００７年
3	株式会社第三銀行	松阪市	２００８年
4	株式会社百五銀行	津市	２００８年
5	パナソニック電工インテリア照明株式会社	伊賀市	２００９年
6	医療法人社団寺田病院	名張市	２００９年
7	太陽化学株式会社	四日市市	２０１０年
8	河村産業株式会社	四日市市	２０１０年
9	株式会社百五銀行（４と同じ。２回目の認定）	津市	２０１１年
１０	株式会社第三銀行（３と同じ。２回目の認定）	松阪市	２０１１年
１１	財団法人食品分析開発センターSUNATEC（ｻﾅﾃｯｸ）	四日市市	２０１１年
１２	住友電装株式会社	四日市市	２０１１年
１３	株式会社三重銀行（１と同じ。２回目の認定）	四日市市	２０１２年

添付資料　③

県内の一般事業主行動計画策定届出等状況（平成24年6月末日現在）

三重労働局雇用均等室

1　策定届の提出数

次世代育成支援対策推進法（以下、「法」という。）に基づき、一般事業主行動計画策定届（様式第一号）を当局に提出している事業主は817社。うち、法で提出が義務付けられている常時雇用する労働者が101人以上の事業主（※1）は545社。

また、一般事業主行動計画は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間に複数回策定することが望ましいとされている。計画回数別に見ると、301人以上の事業主の約8割は、2回以上計画を策定している。また、101～300人及び100人以下の事業主の約9割は1回目である。

計画期間別では、2年以上4年未満のものが多い。

※1…平成23年4月から、行動計画の策定・届出、公表・周知の義務対象企業は労働者101人以上となっている。

策定届出数（規模別）

	301 人以上	101 人以上 300 人以下	100 人以下	総計
企業数(社)	155	391		
行動計画 届出企業数(社)	155 [19.0%]	390 [47.7%]	272 [33.3%]	817 [100.0%]
届出率	100%	99.7%		

策定届提出状況（計画回数別）

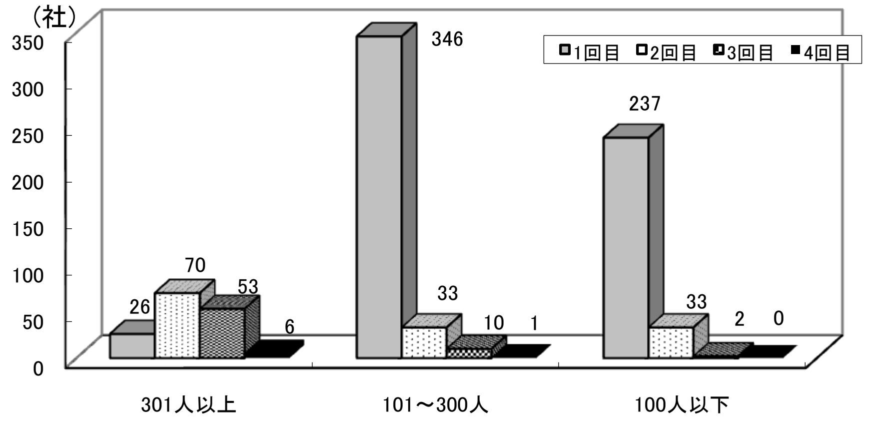

策定届提出状況（計画期間別）

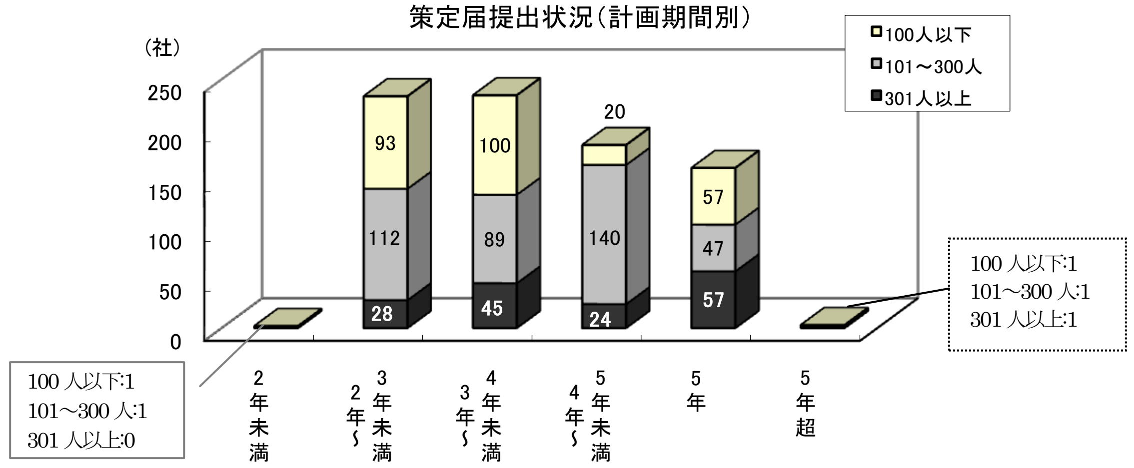

2 認定申請についての企業の方針

策定届の提出時点で法に基づく認定申請予定があるとしている事業主は92社(11.3%)である。

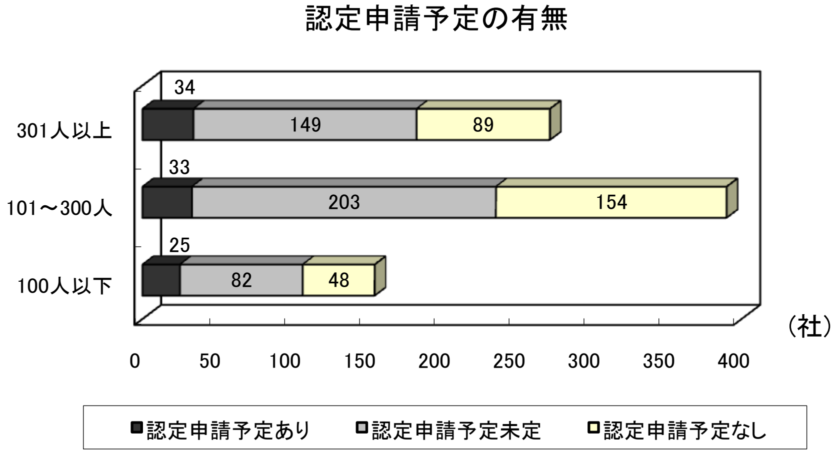

3 目標とされている事項
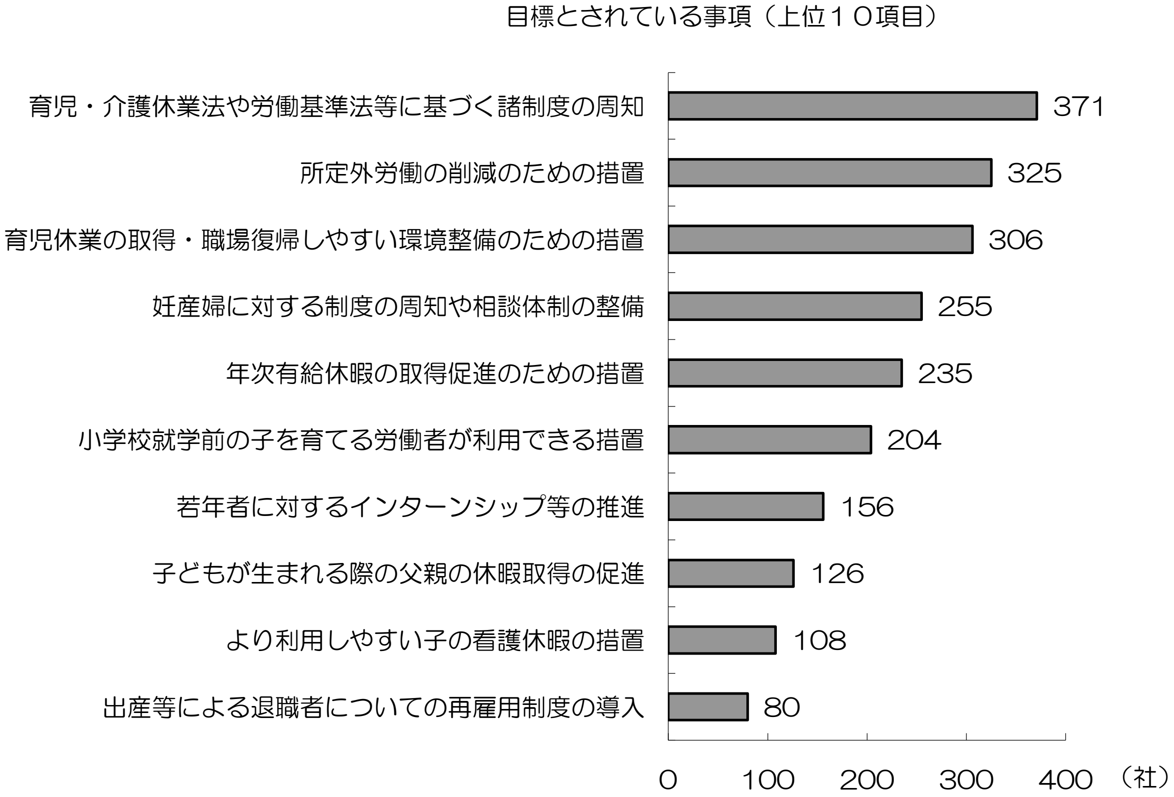
一般事業主行動計画の目標に掲げられた事項で、最も多いのは「育児・介護休業法や労働基準法等に基づく諸制度の周知」で、次いで「所定外労働の削減のための措置」、「育児休業の取得・職場復帰しやすい環境整備のための措置」と続く。